

The Doctrine of the Legal Equality of States An Inquiry into the Foundations of International Law by P. H. Kooijmsns, Leydan, 1964 : P. H. Kooijmans, The Doctrine of the Legal Equality of States An Inquiry into the Foundations of International Law

藤野, 照美

<https://doi.org/10.15017/1553>

---

出版情報 : 法政研究. 34 (3), pp.83-94, 1968-01-15. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

紹介

The Doctrine of the Legal Equality of States

An Inquiry into the Foundations of International Law

by P.H. Kooijmans, Leyden, 1964

藤野照美

紹介

諸国家間に現存する不平等は、国際社会に対するどんな皮相な観察でも、これを明らかにすることができよう。が、平等の原則は、その根拠や意味に関して頗る觀念の混乱を含みながらも、数世紀を通じて、国際法学の基本法則の一つとされてきたのである。過去における国家の實踐は、滅多に学者の定義するレベルにまで達することができなかった。かくして、この原則を破り棄てようとする考え方が発展してきたとしても驚くべきことではない。こうしたわけで、国家の平等原則は、人々の敬意と、同時に失笑を買ってきたのである。ところが、最近の数十年間、この原則の価値をテストする新しい事態が起ってきた。国際社会の組織化がそれである。安全保障理事会の五大国に与

えられた拒否権を非難する時、小国が用いる キャッチ・ワードは、「平等権」である。これは、しばしば説明されるように、古い主権概念の余勢あるいは小国の国威の問題として片づけられ得るものなのであろうか。また、逆に大国の側からは、もはやこの原則は、大国自身の為にはサーヴィスを供しなくなつたのであり、小国に対しては国際問題に関して不当な権力を与えるものである、といった議論さえ現われてきている。新しい葡萄酒は新しい皮袋に入れなければならぬのに、国際社会のこうした新しい事態に耐え得る新しい法的平等の理論はまだ導入されていない。

本書は、このような深刻な疑惑を明るく光の下に移して解明

し、一つの試論を示さんとして著わされたのである。著者コエイ・マンス *Kooijmans* が、先ず、法的平等の概念の哲学的・歴史的背景を徹底的に究明しているのは、そのためである。この作業を通して、彼は、法があらゆる分野で平等の実定化を要請していることを知った。著者は、国際社会における法的平等を抽象的に扱っているのではなく、国際共同体 *international community* の構造に常に関連づけて取り扱っている。というのは、こうすることが、彼の法的平等の概念の建設的な解釈に、唯一の可能性を提供するからである。

本書は、あたかも、著者の国際共同体の概念を縦系に、法の概念を横系に、法的平等という杆を飛ばせて織りなされた織物のように出来上っている。先ず、その素材から吟味してみようと思う。

## 一 法の概念

「法は、創造 *Creation* において与えられた社会構造に準拠しつつ注意深く利益衡量すること *balancing of interests* によって、人間と人間の組織との間の関係を調整するところの、実定的な *positive* あるいは実定化されるべき規範の総体である」と著者は説いている。そして、人間は、創造主より命令 *directives* (著者の説明によれば、法規範を含む全ての社会規範が帰一するものである) を与えられている、と彼は云う。しかし

これは、指示 *direction* を与えるのみで、立法者 *former of law* の仕事を引き受けるものではない。この *directives* を発見し、具体的な状況のための法規範を具体化する実定化 *positivization* していくものは、理性という賜物を授けられた、しかし屢々過ちを犯しがちな人間である、と。それでは、著者のいう実質的な *directives* とは、いかに理解されるべきものであるか。それは、ローマ法の古諺として我々が知っている法の一般原則である、と彼は述べている。これに関する著者の説明によれば、これらの古諺は法と正義を繋ぐ環を形成する諸原則である。また、これは、法の觀念の不変的エレメントと見られるものである。しかし、それはきわめて曖昧であって、*sumi cuique* (各人に彼の分を) もこの性格ゆえに苦しんできた。しかも、こうした原則の実定化のプロセスは、文化の各発展段階において衍延している確信や觀念の影響を被らざるを得ない。また、法規範が適用される社会の構造やその性質にも、妥当な考慮を払って実定化されることを要する。したがって、暫時の実存の内に永久不変の法規範を認容する主理主義的自然法のドクトリンは、退けられねばならない。それは、史実性 *historicity* の、文化の形成者としての人間の価値を過小評価するからである。また、絶対者に非ざる人間は、法規範の制定・適用・維持に屢々躓ずく。しかし、諸規範が全て神の *directives* から引き出されるのであるということを銘記しておくならば、人間は止まることを知らぬ相対主義から守られ

るであろう、と著者は論述している。

さて、著者が「創造において与えられた社会構造に準拠して」と述べているところから既に察せられる通り、彼の団体法論は、個人主義的社会契約のそれではない。すなわち、彼は、人類社会を一つの血縁関係としてとらえている。とはいえ、人間は一方において、自己の社会機能 *community-function* によって吸収されてしまうことはないのである。つまり、彼の個人的人格 *individuality* は社会機能の合計以上のものであって、彼がある特定の社会の内において機能している時は、絶えず自己の生存というもう一つの面からもその機能を遂行しているのである。他方、社会もまたオリジナルな法的性格を持っている。これらの事實は、「注意深く利益衡量する」という典型的な性格を、法に与えるものである。この両者の間の絶えざる交錯は、平等と不平等の問題に導いていく、と著者は云う。

## 二 国際共同体の概念

さて、我々は、平等と不平等の問題に移る前に、著者のいう創造において与えられた国際共同体の概念について考察しておかなければならない。

上述の通り、彼は、個人主義的世界観には徹頭徹尾反対である。無制的な遠心的な主権を執るためには、相互的協同を奨励するだけの相互依存と統合作用の原理のみでは、国際法の基

礎として不十分である、と力説している。そこで、自からの立場を宣明するために、著者の師であるファン・デア・モーレン Gesina H. J. van der Molen の著書 *Subjecten van volkenrecht*. 1949 の一節を引用している。それはつぎのように記されている。「我々は、国際組織を通じて国家自身の利益に仕えようとする個々の国家から進めてはならないのであって、客観的な所与として諸国家から成る共同体 *community of states* から出発すべきなのである。これは、近代国際法の創始者達の胸に刻まれていたかの 人類社会 *societas humana* にもとずいている。この共同体は、恣意的にあるいは多少とも強制されて成立したものではなく、全人類の血縁関係、相互依存の結果なのである。すなわち、それは、創造の秩序 *the Order of Creation* にその源を見出す道義的な世界秩序の実現である」と。著者の国際法理論を理解する上で、このような *communal* な国際共同体が、彼にとっては公理ともいえるべく出発点として受容されていることを、我々は十分承知しておかなければならない。コエイマンスは、この国際共同体に関して、つぎのような特徴を挙げている。すなわち、第一の典型的な特徴は、この共同体が、さまざまな点で極めて多様な比較的少数の成員すなわち諸国家から、先ず構成されていることである（著者の述べるところによれば、国際共同体は、個人を直線的に含んでいるのではなくて、ひとまず国家を、そして、国家を経由して個人を含んでいると考えられている。

したがって、国家主権を解消した世界国家は国際共同体とは異種のものである。著者は、ここで、諸国家間における政治的不平等を、先ずはつきりと受容しているのである。これに関して、つぎのように述べている。「我々が国際社会について知り得た限りでは、この社会はいつも大国と小国とから構成されている。このことは、大国と小国の存在を無視するような秩序は実現の見込みがないであろうことを意味するのである」と。さて、国際共同体の第二の特徴は、中央機関の欠如である。それゆえに、成員である諸国家がこの共同体の機関として行動するということである。ではこの分権的性格は、全ての成員が法規則の制定・適用・維持について全く同等な発言権を持つということを意味するのだろうか。この国際共同体が単に個別国家の協同によって生まれたとするドクトリンから出発すれば、多分そういうことになるだろう。しかし、我々は、既に別の思考を理論の指導の出発点とした、と著者は強調する（「出発点とした」というのは、自由選択によって、そうしたのではなくて、規範的所与として受容したことを意味するのである）。かくして、国際共同体においては、各々の国家は、共同体を十分に発展させるための仕事を、それぞれの特性や機能に応じて受け持つのである。ここにおいて、平等は、これらの仕事や機能の配分について重要な役割を演じる、と著者は導いてくる。だが、そこに入る前に、周辺の問題がなお解明されなければならぬ。ところで、国家は、今述べた国際共同体のため

にする機能 *community-function* の外に、国際法に帰し得ない固有の法領域すなわち国際法秩序によって所与として尊重されるべきところの国家自体の内在的構造に従って遂行される *state-function* を持つところ。前者のみが考慮されるならば後者は軽視されるであろう。ところで、この二つの機能は、多くの場合密接に入り組んでいて、厳正な分界を画することが困難である。さらに、この分界も史実性の影響を受ける。国内管轄権縮少論がそれである。しかしながら、共同体の性格を注意深く検討することによって、分界の決定がなされる必要がある。なぜなら、もし国家が *state-function* にもとずいて行動しているのであれば、この場合他国に対して、絶対的平等を主張し得るからである。けだし、それは国際法制定機能を行なうものではなく、自国民のために法秩序を確立する仕事なのであるから、後に述べる如く、国家間の法律上の差等は不可能なのである。以上によって、コエイマンズの国際共同体の概念が明らかにされた。この共同体の特殊な構造の中において、国際法は生活しているものであり、これこそ、彼の国際法における平等概念にとって決定的意味を持つ不可欠の前提なのである。著者はこの共同体の観念を基礎として、自からの平等概念は強められ、かつ深められた、と述べている。それはつぎのような意味である。すなわち、全ての国家は平等に法人格であるという意味において強められるのである。また、この共同体の中で、各々の国家は、自己の特性に応じて特殊な機能を遂行し得るのであ

り、その機能に符合する権利を取得する。この意味において深められるのである。ド・ラ・ブリエール Yves de la Brière のいう *positive inequality* (合理的であるとみなされ、正当化されなければならない不平等) は、著者のいう *equality in a deepened sense* と一致する。

### 三 平等の概念

以上によって、我々は、著者の平等概念に入るための必須の準備を了えることができた。

コエイマンズはここでは先ず、*equality* (相等しいこと) の概念を再吟味することから始めている。そして、二つの事物が *equal* か *unequal* かは、それらが、ある特定の時ある特定の点に関して一つの共通な性質を持っている場合に(たとえば、色・重さ・材質などのように)、その点に関してのみ答を出すことができるのであって、*scrutiny* の下では、平等について語ることができる。すなわち *equality per se* は存在しない、との結論に達している。

したがって、人間は全て不平等である。なぜなら、各人の個性(他人とは違う存在)や各人の置かれている特定の関係は、全て不平等に創られあるいは設定されているからである。しかし同時に、人間は全て平等である。というのは、神と同胞とに對して有責なる被造物として彼らが共有している人間の尊厳と

いう点では。このことは、人間の社会についても同様である。つまり国際共同体において、諸国家は平等でもあり、同時に不平等でもある、ということである。

平等と不平等とは、このように創造に内在するものであり、全く同じ尊厳を有している。我々が法の概念を定める際、両者を所与として受容すべきことが肝要である、とコエイマンズは説く。

では、彼は、平等概念をどのようにして法と結合させるのであろうか、ここでコエイマンズは、基本的にはアリストテレス *Aristoteles* の平等概念を導入している。アリストテレスによれば、平等は特殊的正義の焦点とされる。そして、この正義に違反する者は *pleonectes* (自己の分以上のものを取るもの) といわれ、この徳を守る者は *isos* と呼ばれる、と述べている。それでは、この「自己の分」とは具体的にどのようなように定められるのであろうか、かくしてアリステレスは、特殊的正義を配分的正義 *iustitia distributiva* と交換的正義 *iustitia commutativa* に再分した。前者において問題は *share* の配分である。正義は、何人も自己の分以上のものを取ってはならない、と命じている。つまり、各人は同じ程度 *equal measure* に受け取るべきである。とすれば、その分配に与る各人の割合を知ることが重要になってくる。それには、配分が行なわれる本質的目的に適う要を得たクライテリアが評価のために必要となってくる。したがって、配分的正義における *share* の分

## 紹介

配は相対的である。というのは、今述べたようにクライテリアが適用される人によって変更されるという理由からだけではなく、評価が同一の客観的基準に従いながらも、適切な関係を獲得するために異なった面を捉えようとするからである。一方、交換的正義が適用される場合、配分を受ける各人が全ての点で絶対的に平等であるということの意味しているのではない。各人の間に現存する不平等が配分の本質的目的と無関係なので、この際無視せられる、つまり各人は平等とみなされる、ということの意味するのである。

かくして著者は、実質的平等と評価の方法に移っていく。あの法の目的にとって、平等と不平等のいずれが直接関連を持つものともみられるべきかを決定するものは何か。正義の中に我々は指示を見出すであろうか、それとも正義は此処では黙しているだろうか、とコエイマンズは問うて、再び創造の秩序に立ち戻って人間と人間の社会を純粹に沈思するよう説いている。此処では、人間は全て自己自身の決定者であるという点で平等であり、彼らの個性において全て不平等である。これらの要素が、どちらも人間の社会の組織の内に与えられているという事実がある *directives* を表わしている。法的地見地からみて、機能的な差異が著しく重きをなしている場合には——これは人間がある団体に属するや否や早速問題となるものである——法はこの差異すなわち不平等を考慮に入れなければならない。しかし、それが重きをなさない場合には、原則として平等から進めるべ

きであろう。これらは、いずれも法的観点に立った評価に基いているのであって、倫理的なあるいは経済的な、つまり非法律的見地からなされた他の評価は、ここでは考慮されることにはできない。また、その評価が法的見地からなされたものであっても、それはあらゆる時と場所に通じる絶対的なものではあり得ない。というのは、人間の社会は生きて変化し続けているのであり、機能上の差異も必然的に、時の流れに従ってさまざまに評価されるであろうからである。この点で、無窮の絶対的法体系をデザインすることは、人と社会と歴史を抜きにした空の抽象であり、それは知的傲慢である。と著者は思考するのである。

さて、法が平等と不平等の双方を共に考慮に入れることがひと度確立すれば、ある差異が法に関連するとみえる時、すなわち法が差別する時、それぞれのカテゴリーにおいては、法規則は平等に適用されるべきことが明らかとなってくる。法における平等のこの形式的面は、法の概念それ自身に内在するものであって、これなくしては、法は、もはや法ではなく放恣 *Willkür* となる。これに対して、実質的平等の違反があった時、換言すれば、現実の不平等に対して誤った法的評価がなされた場合には、法規則の実定化が不正 *Unrichtigkeit* であつたということ、および、是正すなわち *directives* との調和の復活が要請されていることを意味するのである。著者によれば、この放恣と不正の違いは全く本質的なものである、と論じられている。

ところで、国際社会が不平等な諸国家から創られていることは明らかである。けれども、既に我々は、現実の不平等が法的平等の原則の適用を妨げないこと、むしろこの原則の適用には常に不平等が考慮せられていることを知っている。そして、国家に権利義務を付与する時——その割合は国によって甚だしく相異した場合も起り得るが——、評価は国際法自身に内在する基準にもとずいたものでなければならぬ。現実の不平等が国際法秩序の実現と維持のために実際に重要である時にのみ、国際法はこれらの不平等に法的効果を付し得る。かくして、著者は次の点を強調する。すなわち義務は同等の権利によって埋め合わされなければならない、と。

#### 四 国家平等のドクトリンの史的リサーチ

そこで著者は、国家平等のドクトリンの源流を、中世と近代国際法の黎明期に遡って探ねている。そして、この時代には、国際社会は一つの共同体とみなされており、平等原則の絶対的觀念は全く許されていなかったことを認めた。また、十七世紀の主理主義的自然法のドクトリンが、人類社会 *societas humana* の觀念を棄て、純粋な個人主義的世界哲学の理論を打ち立てた時、平等は厳格な数学的平等主義の性格をかち得たことを学んだ。そこで彼は、古典国際法から現代国際法に至る主要な学説をとりあげて、この原則に与えられている諸学派の

概念と彼らの国際法の概念およびその基礎として支持されている見解との関係を明らかにしている。そして、そのいずれの説も是認しがたい欠陥を含んでいることを論証しながら、彼は彼自身の見解の正当性を論証していくのである。我々もまた、著者の思考の跡を辿ってみようと思う。

##### (一) スペイン学派から初期の実定法学派まで

さて、著者の出発点が人類社会の受容であることから察せられる通り、スペイン学派を高く評価している。彼らにおいては、主権国家 *communitas perfecta* と人類社会は互いに排斥し合うものではなく、一つの調和的な実体を形成するものとしてとらえられていた。平等原則は、彼らの全法律体系の中で一つの分かれたエレメントとしてはみなされていなかったが、彼らの法概念の中に意味深長に融合されているものであった、とコエイマンズはみている。そしてそれは、あたかも自分を起してくれる手を待つが如くに冬眠しているものであった。しかるに啓蟄の春は訪れず、眠れる土の面に茨を這わせて封じ込めてしまったのは、十七・八世紀の自然主義者の個人主義的平等のドクトリンであった（もっとも、著者は、早くもスアレス *Suares* (1548—1617) において、世界観の分解と個別国家の絶対化への第一歩は踏み出された、と考えている。更に、グロテイウス *Grotius* (1583—1645) において、既に個人主義哲学の種子は



播かれたとみており、この種子が、ホッブス Hobbes (1588—1679) のレヴァイアサン *Leviathan* となって成長した、とする見解をとっている。したがって、全面的に認めているのはビトリア *Vitoria* (1486 or 1492/1493—1546) のみである。

ホッブス、プーフエンドルフ Pufendorf (1632—1694) ヴォルフ Wolff (1676—1756)、ヴァッテル de Vattel (1714—1767) へと自然状態の概念が引き継がれていく過程は、そのまま人類社会の概念が棄て去られていくプロセスであった(これらの自然主義者達も、人類社会について述べているのはあるが、それは、何か統合への感傷の発露 *manifestation of some feeling of solidarity* なのであって、法に對して、特定の具体的な指図を与えてくれるところのリアルな事実ではなかった、と著者はみている)。仮説的自然状態から帰結する国家の自然的平等権は、窮極的には *bellum omnium contra omnes* (万人の万人に對する鬭争) という過酷な絶對的性情を付与せられ、国際法の中に定着していった。それゆえ、コエイマンズにとっては、その出発点である自然状態の仮説こそ拒否せねばならないものとなる。

続くヤコブ・モーゼル J. Jakob Moser (1701—1785) から初期の実定法学者は、自然状態の觀念したがって自然的平等を否定して、平等を主權概念と結びつけた。モーゼルはつぎのようにいう。主權国家でさえあれば、国家は大小を問わず完全に平等な權利を所有する、と(ヴァッテルにおいてなお跡を止めていた

必然的自然法 *droit necessaire* —— 意思法 *droit volontaire* に對して *Schranke* として機能するもの——は、モーゼルにおいて完全に棄て去られた。コエイマンズは、このことが近代国際法を我々にもたらしたのだ、と云う)。それから今日まで、国家平等の原則は主權概念と結びついている、と著者は論述している。

## (二) 現実的実証主義者と主意的実証主義者

ところで、この平等論は、諸国家間における現実の政治的不平等と鋭い対照をなす結果となったのである。ではこの政治的不平等に對して、次代の人々はどのように法的平等の問題をアプローチさせたのであろうか。これには二つの方向がみられる。すなわち、現実の力に正義の姿を与えて法と置換し、法的平等否定の方向に進むか、あるいは、法と現実を完全に分離して、實質的意味を失なった不毛の法的平等に満足するか。コエイマンズはつぎのように論断している。前者は、ローレンス Lawrence やウエストレーキ Westlake らの現実的実証主義者の犯した危険であり、後者は、ヘーゲル Hegel、イエリネック Jelinek、トリーペル Triepel らの見た論理の幻想である、と。著者の説くところによるならば、意思のドクトリンがどれ程絶望的努力を払って理論的精緻を極めてみても、結果的には、*Recht ist was dem State nützt* (法とは国家を益するところのもの) というヘーゲルの法概念を導くのみなのであ

る。かくして、彼らの法の現実に対するミス・アプローチを衝きながらコエイマンズはつぎのように力説している。すなわち、現実の諸関係の中に秩序をもたらすことこそ法の最高の任務である、と。したがって、秩序を創る方法を知りたいと望むならば、我々は現実の環境のみを考慮すべきではないのであって、創造において与えられたかの国際共同体の概念に立ち戻って、ここから演繹していかなければならない。すなわちこの共同体の中に在るさまざまな機能と成員の持つ多様な特性とを受容し且つ衡量する時、自づからこうした機能が成員の性格に應じて配分されなければならぬとの結論に至る。このようにして、現実すなわち諸国家間の不平等は、法の領域に導入されてくる。換言すれば、法的意味を取得してくる、と著者は主張する。

### (三) 第一次大戦後の新しい理論

さて、主意主義が導いてきたところの最も絶対的な形における粗暴な平等概念は、第一次大戦への突入と連盟の成立によって、本質的な且つ厳しい非難と攻撃を受けたのである。国際法の基礎に対するこのような再検討の影響を受けて、多くの学者が新しい理論を導入した。著者は、ネオ・ヘーゲリアニズム、法を社会現象の一つとみるデュギー *Duguit* の法社会学派、ケルゼン *Kelsen* の批判的実証主義の平等論とをそれぞれ十分に検討し、法（国際法）の本質に関するその人の見解が平等

問題についての自己の立場にいかん決定的であるかを論証している。そして、これらの学派が説く平等論の認めがたい結末は、彼らの出発点に帰因するものであることを確認している（ただし、著者は、ケルゼンの法的平等へのアプローチは間違っていないとするのである。しかし、法の科学は正義について論じ得ないとするケルゼンの相対主義が、コエイマンズの *Geisteswissenschaft* と決定的に対立するのである。つまり、ケルゼンにとって、認識作用は実質的価値を生産することはできないのであるから、平等は形式的意味にしか理解され得ないのであるが、コエイマンズにとっては、法の実質的内容についての客観的基準は化金石ではないのである）。

### (四) 新自然法学派

かくして今や、著者の考察を待つべく残されたものは、新しい法哲学すなわち新自然法学派が法的平等の問題に対していかなるアプローチをするか、ということのみとなった。ところで、この理論の支持者達は、可変的内容を持つ自然法を信奉している。換言すれば、法の内容にとって、客観的基準の存在を受容する。しかし、それはディテールにまで尽されたあらゆる時代に妥当する一つの体系としてみなされるべきではなく……いや、この思想を紹介するために重ねて言葉を費すのは止そう。なぜなら、著者その人がこの思想の信奉者なのであるから。

著者はここで、この学派に属する人々の平等論を十分に検討している。フェアドロス Verdross、ハイテ Heyde、ザウエル Sauer、ブライアリー Brierly の理論に言及した後、「相対的」ないし「比例的」平等の信奉者達 ブッフホルツ Buchholz (彼は正義の基準を *Rechtsbewusstsein* に依存せしめている点で、コエイマンズの非難を浴びている)、フェルダー Felder (彼は、現実の差異の関連を決定する基準を事物の本性的の中においてしまった)、およびパディラック Padirac (彼は新自然法学派ではない) の理論について特別の注意を払っている。また著者はシュウマン Schumann の *equality in der wertenden Gestalt* (法的評価にもとずいた平等) について触れている。これらの学者の見解を吟味することによって、コエイマンズは、国際法における平等原則の実質的意味を決定しなければならぬものは、かの国際共同体の構造であるとする自己の確信を強めていった。また、全ての場合に当てはまるような一般的公式の存在しないことも明らかになった。彼の考えに従えば、各々の事例において、つぎのような質問が發せられなければならない。すなわち、「国際法秩序は、その場合、国家間の差異が関連性あるものとしてみなされることを要請しているであろうか。つまり、評価の基準に引き入れられるべきだと要請しているであろうか。それともその差異は無関連であろうか」と。

## 五 いくつかの事例についての考察

最後に、著者はいくつかの事例を挙げて、いわば各論として(もっとも、言葉の真の意味において「各論」という用語を用いるのは正しくないであろう。なぜなら、一般的公式がないのであるから)。たとえば、国連の総会や理事会における加盟国の表決権および代表権の問題、あるいは国際組織における加重表決制の事例などを中心として論じている。

一八一五年のドイツ連合の事例が、中小国家の法主体性そのものを無に帰するやり方であったという理由で、法的平等の原則の違反であったと述べた後、たとえある場合に適用された評価が正当なものであったとしても、それを以って一般的公式とみなすことはできない、と繰り返し指摘している。なぜなら、評価は各々の場合に、国際法秩序の内におかれているその場所や目的に従ってなされなければならないからである。ある場合には国家の人口や大きさが、また他の場合には経済力や軍事力が関連性を持つかもしれない、ILOに適用される評価が海洋会議の際に用いられる評価とは相異なる所以である。また、安全保障理事会の拒否権については、その基礎となっている考え、すなわち国際の平和と安全の維持のためには、それに適した国に特殊な義務を持たせ、その割符としての権利の付与は、平等の観念からみて基本的には正しいもの、とコエイマンズは認めている。ただし、現行制度がこの考えの正しい具体化かどうか

かについては、彼の答えは否定的である。第一の異議は、拒否権の行使の正当性が法的な吟味を受けない点であり、第二は、五大国の常任性が一九四五年現在の観察と評価によって永久的価値を与えられている点である。著者はこの憲章の保守性に触れながら、法的評価は絶えず検討されることを要求すると力説している。コエイマンズの見解によれば、いかなる国も *par se* には国際社会全体の中で特殊な機能をなす権利を持つてはいないのである。

## おわりに

以上がコエイマンズの国家の法的平等および国際法の基礎に関する所説の概要である。それは、新自然法の立場から法、平等、国際共同体の三つの概念を説いたものである。

著者の理論は新しい国際法秩序の実現と維持に適用するために試みられたのであるが、決して新奇をねらったものではなく、むしろ穏便である。それは、新自然法の哲学によって整然と理論化されている。彼の平等論が、国際社会の組織化という新しい事態に即しながらも、決して現代の趨勢に諾々と押し流されることなく、かえって、かの国際共同体についての深い哲学的思索にもとずいて、譲るべからざる客観的指針を示そうとしていることは、彼の説を特色づけるものである。

“the equal equal, the unequal unequal” という金言のか

たわりに、何が等しく、何が等しくないかを決定する客観的な評価の基準が押しやられてしまうことを、著者は警告している。またたとえば、国際社会における自然的ハイアラーキーを口実にして、大国の特権的地位に同意したり、政治的動機に導かれて政治的フアクターを合法化しようとする試みは、全て著者の厳しい批判を受けているのである。

既述の通り、著者によれば、現実の諸関係の中に秩序をもたらすことこそ法の最高の任務とされている。彼の国際法学の目的が平和な国際法秩序の可能性の追求におかれていることは、本書全体から熱気を帯びて伝わってくる。個別国家の絶対化へと導く国際法理論に対しては、決して攻撃の手をゆるめようとはしないのである。彼は、国際交通における国家の振舞は、和らげられた *bellum omnium contra omnes* に参与するという意識よりも、一つの共同体に属しているという認識によって決定されるべきである、と主張している。しかし、この提案に対しては、現実を軽視するもの、との謗りを免れないであろう。けれども著者は述べている。「我々は、この共同体意識は逆行や休止があらうとも発展しつつあるものであり、統一の意識は一層現実的なものとなりつつあることを指摘しておきたい」と。彼のこうした人間理性へのオプティミスティックな期待と平和への志向が、彼をしてかの有機的な国際共同体の概念を選びとらせたことは明らかである。著者のクリステリアニティとユマニテとの融和の所産ともいふべきこの国際共同体論その

## 紹介

ものに対しても、アンチ・テーゼが出されるであろう。もちろん、それに対する著者の再反論は本書の中に周到に用意されているが。

また、著者は、国家の二面性——ナショナル・インタレストの保護者としての義務と、国際法秩序のために要請される義務と——に触れながら、国際社会を法的共同体とするためには、各国家の特性に見合った後者の義務の法的に平等な配分が、強調されなければならないと主張するのである。が、ナショナル・インタレストの追求に明け暮れる今日の国際社会において、今なお声高く求められているものは前者の権利の平等である。この現実と著者の見解との間の空隙は、何時、どのようにして埋められるのであろうか。